

市町村における重症心身障がい・ 医療的ケア児者の支援体制について



岐阜県 健康福祉部
医療福祉連携推進課
(障がい児者医療推進係)

市町村における重症心身障がい児者・医療的ケア児者の把握について

【現状】

- ① 《令和5年度～》各市町村における重症心身障がい児者・医療的ケア児者の情報集約・整理（対象者個別表の作成）
 県が実施した令和5年度重症心身障がい児者等状況調査により、各市町村が保持する次の情報を集約・整理し、個別表を作成
 - ・各市町村が保持する情報をもとに「身体障害者手帳（1級・2級）と療育手帳（A・A1・A2）の両方を保持する方（重症心身障がい児者）
 - ・障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者
- ② 《令和6年度》各市町村における令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のための調査対象者の把握
 県が実施する重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため、各市町村が保持する次の情報を集約・整理 計1,226人

区 分		人数（市町村計）		
・65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由のうち体幹、下肢又は移動機能のいずれかの等級）と、療育手帳A、A1又はA2の両方を保有する方	重症心身障がい児		331人	898人
	重症心身障がい者		567人	
・保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する医療的ケアが必要な児（私立の幼稚園、小・中学校を除く）	医療的ケア児	保育所等	8人	328人
		小・中学校	51人	
・岐阜市保健所又は各市町村保健センターが把握する7歳未満の医療的ケアが必要な児	医療的ケア児		64人	
			23人	
・7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等（児童発達支援事業・日中一時支援事業を含む）を利用する医療的ケアが必要な方	医療的ケア児		23人	
	医療的ケア者		182人	

※重症心身障がい児者の人数と医療的ケア児者の人数は重複しない。重症心身障がい児者の人数の中に医療的ケアを要するものが含まれる可能性がある。

【求められる対応】

（1）重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数の継続的な把握《毎年度更新》

毎年度、各市町村が保持する情報をもとに、上記②の区分をベース（年齢要件を除く）にして、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数を把握し、各市町村関係部門や関係機関で構成する協議の場で情報共有を図る。

※岐阜市保健所又は各市町村保健センターによる医療的ケア児の把握
 母子保健法に基づく乳幼児健診結果・NICU等医療機関からの情報提供

（2）重症心身障がい児者・医療的ケア児者の対象者個別表の整理《毎年度更新》

(1)により把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者の状況を整理し、令和6年度に県が提供した対象者個別表を毎年度更新する。

市町村等における重症心身障がい児者・医療的ケア児者のニーズ把握について

【現状】

① 《令和4～5年度》障害福祉計画等策定にかかるニーズ調査（県・各市町村）

- ・令和6年度を始期とする障害福祉計画・障がい児計画等を策定するにあたり、各自治体（県・市町村）において、障害児者等を対象に調査を実施

② 《令和6年度》県における在宅重度障がい・医療的ケア児者実態調査（県）

- ・重症心身障がい児者・医療的ケア児者及びその保護者を対象にアンケート調査を実施（5年ぶり・3回目）
- ・県全体に加え、岐阜市、岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨の各圏域ごとに分析し、その結果を各市町村に情報提供
- 調査期間：令和6年9月～令和7年3月（調査回答期限は10月31日）
- 調査対象者数：1,885人（うち重症心身障がい児者と推定される者898人、医療的ケア児者と推定される者389人）
- 調査内容：本人について 主たる介護者について 医療サービスの利用状況等 福祉サービスの利用状況等
今後の生活場所（入所施設・グループホーム） サポートツールの活用 災害時の備え

<参考 R6年度調査結果概要 有効回答者：917人（有効回答率48.6%）>

- ・917人のうち、在宅重症心身障がい児者（大島分類）365人、在宅の医療的ケア児者527人
- ・医療サービスでは、リハビリに対するニーズが高い。（令和元年度調査と同傾向）
- ・福祉サービスでは、レスパイトサービスに対するニーズが高い。（令和元年度調査と同傾向）
- ・施設への入所を希望する在宅重心・医ケア児者は309人のうち160人で、全体の半数程度を占めるものの、「いますぐ」など急を要する希望者はわずか4.4%（7人）、緊急性の高い人は多くない。
（前回調査と乖離は少なく、緊急的な入所希望数も大きな変化なし）
- ・個別避難計画がある方が全体の1割程度であり、また、要電源医療的ケア児者の半数以上が非常用電源を確保していないなど、災害時の備えが不十分。

【求められる対応】

（1）重症心身障がい児者・医療的ケア児者のニーズの継続的な把握

- ・①及び②の調査結果をもとにしたニーズ把握のほか、家族会・関係機関等からの聞き取り・情報共有等により、継続的にニーズを把握する。

（2）ニーズを踏まえた課題の整理、施策の実施

- ・全国共通の課題でもある短期入所・日中一時支援事業等のレスパイトサービス、障害児通所支援（放課後等デイ・児童発達）の事業所の充実・確保
- ・その他、市町村の実情に応じた取組の実施（地域生活支援事業、災害時に備えた取組みなど）

市町村における医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について

【現状】

①医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 23市町（令和6年度実績）

- 岐阜圏域 6市町/9市町 [設置市町村:岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市]
- 西濃地域 3市町/11市町 [設置市町村:大垣市・海津市・養老町]
- 中濃地域 6市町/13市町村 [設置市町村:関市・美濃加茂市・可児市・郡上市・白川町・東白川村]
- 東濃地域 5市 / 5市 [設置市町村:多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市]
- 飛騨地域 3市 / 4市村 [設置市町村:高山市・飛騨市・下呂市]

②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置市町村数 29市町61人（令和7年度配置状況）

- 岐阜圏域 7市町/9市町 [設置市町村:岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・岐南町]
- 西濃地域 7市町/11市町 [設置市町村:大垣市・垂井町・神戸町・輪之内町・揖斐川町・大野町・池田町]
- 中濃地域 8市町/13市町村 [設置市町村:関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・八百津町・白川町・御嵩町]
- 東濃地域 5市 / 5市 [設置市町村:多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市]
- 飛騨地域 2市 / 4市村 [設置市町村:高山市・飛騨市]

<参考資料> 令和7年度医療的ケア児等コーディネーター一覧配置状況（次ページ参照）

【求められる対応】

（1）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置《未設置市町村》

（2）医療的ケア児等コーディネーターの配置《未配置市町村》

- ・各市町村の基幹相談センター、中核となる相談支援事業所・児童発達支援事業所のほか、市町村組織内の障害児支援に携わる保健師・福祉職など、実情に応じて医療的ケア児等コーディネーターを配置

【令和7年度医療的ケア児等コーディネーター配置事業所種別ごとの内訳（事業所等数61）】

○基幹相談センター 20 ○市町村 15 ○相談支援 16(特定7 障害児1 一般4 委託4) ○児童発達支援 8 ○放課後等デイ 2

（3）医療的ケア児等コーディネーターの配置情報の提供、資質向上及び関係機関との連携《配置市町村》

- ・重症心身障がい児者・医療的ケア児者の保護者等からの声を踏まえ、医療的ケア児等コーディネーターの配置先の情報提供を行うとともに、資質向上を図る。

⇒県において、医療的ケア児等支援コーディネーター養成研修に加え、フォローアップ研修を実施（令和6年度～）

- ・協議の場への参画等により関係機関との連携を図る必要がある。

⇒県において医療的ケア児支援センターである「重症心身障がい在宅支援センター」を設置（平成27年度～）。重症心身障がい児者・医療的ケア児者の家族や支援機関を対象とした相談支援、家族交流会等の支援を実施

令和7年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置状況

圏域	市町村名	配置人数	所属事業所等			
			事業所等名	事業所等種別	電話番号	内線
岐阜圏域	岐阜市	5	岐阜市障害者生活支援センター	一般相談支援	058-254-9204	-
			リトル☆スター	委託相談支援	058-255-3031	-
			リトル☆スター	委託相談支援	058-255-3031	-
			はなみずき苑指定相談支援事業所	委託相談支援	058-241-5221	-
			岐阜市障がい福祉課	基幹相談センター	058-214-2572	直通
	羽島市	2	羽島市役所(子育て・健幸課)	市町村	058-392-1111	5302
			羽島市役所(福祉課)	市町村	058-392-1111	2513
	各務原市	3	各務原市基幹相談支援センター	基幹相談センター	058-389-7111	
			各務原市福祉の里児童発達支援センター	児童発達支援	058-370-7500	
			各務原市福祉の里児童発達支援センター	児童発達支援	058-370-7500	
	山県市	4	地域生活支援センターツリー	一般相談支援	0581-27-2461	
			地域生活支援センターツリー	一般相談支援	0581-27-2461	
			ゆう	放課後等デイ	0581-32-9200	
			ゆう	放課後等デイ	0581-32-9200	
	瑞穂市	3	瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター	特定相談支援	058-322-8668	5204
			瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター	特定相談支援	058-322-8668	5404
			瑞穂市社会福祉協議会福祉総合相談センター	特定相談支援	058-322-8668	5203
本巣市	3	障害者基幹相談支援センターえがお	基幹相談センター	058-323-1145	1334	
		障害者基幹相談支援センターえがお	基幹相談センター	058-323-1145	1336	
		障害者基幹相談支援センターえがお	基幹相談センター	058-323-1145	1338	
岐南町	1	岐南町役場 健康推進課	市町村	058-247-1321	142	
西濃圏域	大垣市	2	大垣市柿の木荘	特定相談支援	0584-89-9503	
			大垣市立ひまわり学園	特定相談支援	0584-81-2233	
	垂井町	1	ゆうネット	基幹相談センター	0584-71-7305	
	神戸町	1	神戸町保健センター	市町村	0584-27-7555	直通
	輪之内町	1	輪之内町保健センター	市町村	0584-69-5155	819
	揖斐川町	3	揖斐川町役場	市町村	0585-22-2790	
			障害者生活支援センタープラス	基幹相談センター	0585-21-3152	
			障害者生活支援センタープラス	基幹相談センター	0585-21-3152	
	大野町	2	大野町基幹相談支援センター	基幹相談センター	0585-35-5369	
大野町基幹相談支援センター			基幹相談センター	0585-35-5369		
池田町	1	池田町役場健康福祉課	市町村	0585-45-3111	154	

令和7年度 岐阜県内市町村医療的ケア児等コーディネーター配置状況

圏域	市町村名	配置人数	所属事業所等			
			事業所等名	事業所等種別	電話番号	内線
中濃圏域	関市	2	関市役所 市民健康課	市町村	0575-24-0111	
			関市社会福祉協議会	基幹相談センター	0575-23-5444	
	美濃市	2	美濃市役所	市町村	0575-33-1122	152
			美濃市 ひばり園	児童発達支援	0575-35-1500	
	美濃加茂市	3	社協障がい者相談支援センター	基幹相談センター	0574-66-7700	
			社協障がい者相談支援センター	基幹相談センター	0574-66-7700	
			美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家	児童発達支援	0574-25-1260	
	可児市	2	可児市社会福祉協議会	基幹相談センター	0574-62-15550574-62-1111	3175
			可児市役所 福祉支援課	市町村	0574-62-1111	3188
	郡上市	3	郡上市南部子ども発達支援センターひまわり	児童発達支援	0575-65-5967	
郡上市北部子ども発達支援センターたんぽぽ			児童発達支援	0575-82-3116		
郡上市北部子ども発達支援センターたんぽぽ			児童発達支援	0575-82-3116		
八百津町	1	八百津町基幹相談センター	基幹相談センター	0574-43-2111	25632564	
白川町	1	障がい者相談支援センター まごころ	一般相談支援	0574-73-1311		
御嵩町	2	御嵩町基幹相談支援センター	基幹相談センター	0574-67-2111	2398	
		御嵩町社会福祉協議会	特定相談支援	0574-66-7088		
東濃圏域	多治見市	1	多治見市こども家庭課	市町村	0572-23-5958	2354
	中津川市	4	中津川市発達支援センターつくしんぼ	児童発達支援	0573-66-5256	
			障害者生活支援センター結	基幹相談センター	0573-62-3320	
			障害者生活支援センター結	委託相談支援	0573-62-3320	
			ANT DESIGN	特定相談支援	0573-68-5352	
	瑞浪市	1	瑞浪市立瑞浪こども園	市町村	0572-68-2003	
恵那市	1	恵那市社会福祉協議会	障害児相談支援	0573-59-8101		
土岐市	1	土岐市役所こども家庭課	市町村	0572-54-1111	186	
飛騨圏域	高山市	2	高山市役所 こども未来部 こども政策課	市町村	0577-35-3140	直通
			高山市立 岡本保育園	市町村	0577-32-4139	直通
	飛騨市	3	飛騨市役所市民福祉部地域生活安心支援センター	基幹相談センター	0577-73-7483	
			飛騨市役所市民福祉部総合福祉課	基幹相談センター	0577-73-7483	
飛騨市役所市民福祉部総合福祉課	基幹相談センター	0577-73-7483				

【事業所種別ごとの内訳(事業所等数 61)】

○基幹相談センター 20 ○市町村 15 ○相談支援 16(特定 7 障害児 1 一般 4 委託 4) ○児童発達支援 8
○放課後等デイ 2

市町村における要電源医療的ケア児者の支援について

1 要電源医療的ケア児者の災害時支援の現状と課題について

- 令和6年1月に発生した能登半島地震において、障がいのある方等の要配慮者やその家族の防災対策の重要性が再認識され、改めて、防災対策の普及啓発や避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定等の取組を進めていく必要がある。
- 加えて、在宅で人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者（以下「要電源医療的ケア児者」という。）にとって、停電による電源の喪失が災害時等の生命の危機に直結するため、医療機器のための電源確保が重要となる。
- そのため、要電源医療的ケア児者やその家族（以下「要電源医療的ケア児者等」という。）にとっては、自ら電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の備え（自助）のほか、非常用電源装置等が稼働している間に市町村や関係機関等による支援が必要となることから、災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定及び個別避難計画に基づく支援体制の構築（公助・共助）が一層重要である。
- 県において市町村の取組状況について調査（※）したところ、自助の観点からは非常用電源装置等の確保促進、公助・共助の観点からは要電源医療的ケア児者の把握の推進、避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の策定の対象者に医療的ケア児者が含まれていない等の課題が改めて明らかとなった。

主な課題

- (1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進
- (2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握の推進
- (3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等の推進 など

※上記の課題は県が実施した次の調査結果をもとに整理

ア 令和7年度市町村要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助等制度の整備状況調査

○補助制度整備市町村数 令和7年度36市町（令和8年度見込 38市町）、補助件数（令和6年度実績）20市町54人

イ 令和7年度要電源医療的ケア児者の把握及び災害時支援に向けた取組等状況調査

○身体障がい者等以外の要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登載対象とする市町村 令和7年度6市町

2 主な課題への対応について

(1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進

【現状と課題】

- 要電源医療的ケア児者等による「非常用電源装置等の備え（自助）」について、装置等の購入支援を求める声を受け、県では、令和3年度に市町村を対象に「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」を創設（令和5年度拡充）。
- 要電源医療的ケア児者を対象に電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の制度（以下「補助制度」という。）を整備する市町村は、令和7年度は36市町となっている。令和8年度は38市町となる見込み。

<補助制度整備市町村>

※R7.4.1時点

年度	補助制度整備市町村	
R4	20市町	岐阜市※、各務原市※、羽島市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市、飛騨市
R5	30市町	R4年度に加え、次の10市町が整備 瑞穂市※、北方町、養老町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、坂祝町、川辺町、瑞浪市※、下呂市
R6	36市町	R5年度に加え、6市町が整備 海津市、垂井町、神戸町※、輪之内町※、安八町※、池田町※
R7	36市町	R6年度から追加なし

※は障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業による補助制度

- なお、令和6年度に補助制度を整備する36市町のうち、補助実績があったのは20市町54人であり、引き続き要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進に取り組む必要がある。

<実績>

年度	件数等	補助額	補助市町村
R4	15市町38人	2,897,300円	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市
R5	17市町45人	3,462,180円	岐阜市、各務原市、瑞穂市、北方町、大垣市、養老町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、瑞浪市、中津川市、高山市、下呂市
R6	20市町54人	4,719,161円	岐阜市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、海津市、垂井町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、多治見市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、下呂市

○令和6年度岐阜県在宅重度障がい・医療的ケア児者実態調査の結果によると、要電源医療的ケア児者の半数以上が非常用電源を確保していないと回答した。（「確保している」が128人（47.9%）、「確保していない」が139人（52.1%））
「確保していない」と回答した139人にその理由をたずねたところ、「確保する必要があることは知っていたが、具体的などのような非常用電源装置を用意すればよいかわからない」が62人（44.6%）と最も多かった。

○災害時等非常用電源装置の確保の有無に回答した方267人のうち、岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの所持状況をたずねたところ、「ガイドブックを知らない」が211人（79.0%）であった。

【求められる対応策】

ア 電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の確保の必要性等や補助制度についての普及啓発

○要電源医療的ケア児者等を対象に「岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック※参考資料」の紹介や補助制度の広報・チラシの提供等による普及啓発の実施

※掲載ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html>

イ 趣旨や地域ニーズを踏まえた補助制度の整備検討（補助制度のない市町村）

ウ 市町村補助制度整備一覧（市町村名、担当課、問合せ先等）の作成・県公式ホームページ等による公表

2 主な課題への対応について

(2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握（公助）の推進

【現状と課題】

- 令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため各市町村が作成した対象者個別表の取りまとめ結果から、市町村が把握している要電源医療的ケア児者数は31市町243人であった。
- 各市町村が実態調査のために把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者個々の医療的ケアの内容を整理するとともに、保健所との連携による人工呼吸器装着難病患者の情報共有・集約により、要電源医療的ケア児者の更なる把握が可能。

【求められる対応策】

ア 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の対象者個別表の更新による要電源医療的ケア児者の把握

- 令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため各市町村が作成した対象者個別表（※）を更新し、更なる要電源医療的ケア児者の把握を図る。
※令和6年度に県から提供した対象者個別表には、「医療的ケアの状況」欄の内容から「医療的ケア時の電源要否」を整理する欄を設けている。

<（参考）電源を要する可能性のある医療的ケアの内容>

人工呼吸器等の管理、酸素療法、吸引、ネプライザー管理、経管栄養（持続経管注入ポンプ使用）、皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用）、透析

- 市町村と県（保健医療課・保健所）との連携による要電源医療的ケア児者である人工呼吸器装着難病患者の情報の共有・集約

イ 医療的ケア児者の情報を保持する担当課の相談時等における要電源医療的ケア児者等支援の周知・案内

- ウ アのほか、ケアマネージャー（介護保険）、訪問看護ステーションとの連携による要電源医療的ケア児者の把握や制度の周知・啓発等

2 主な課題への対応について

(3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等

【現状と課題】

ア 要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画の策定の対象者としていない市町村が多い

- 身体障害者等に該当する要電源医療的ケア児者は、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の登録や個別避難計画（以下「避難計画」という。）の策定の対象となるが、それ以外の要電源医療的ケア児者を要支援者名簿登録の対象としている市町村は、6市町（令和7年度）に限られる（本人や家族が希望する場合を除く）。
- 要電源医療的ケア児者についても、市町村や関係機関等の支援が必要となるため、要支援者名簿登録や避難計画策定の対象として積極的に位置付けることが不可欠と考えられる。

身体障害者以外の要電源医療的ケア児者を名簿掲載の対象としている市町村（自ら掲載を希望したものを除く）（6市町）

山口市、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、白川町

イ 要支援者名簿や避難計画において要電源医療的ケア児者や要電源医療的ケアの内容把握ができない市町村が多い

- 要支援者名簿の「避難支援等を必要とする事由」を記載する欄において「要電源医療的ケア児者」を確認（把握）できる市町村は、6市町（令和7年度）に限られ、避難計画において「要電源医療的ケア児者の状況（本人の状態、医療的ケアの内容、使用する医療機器等）」を確認（把握）できる市町村は10市町（令和7年度）に限られた。

避難行動要支援者名簿内において要電源医療的ケア児者を確認できる市町村（6市町）

岐阜市、山口市、岐南町、揖斐川町、白川町、東白川村

個別避難計画において要電源医療的ケア児者の状況を確認できる市町村（10市町）

岐阜市、本巣市、揖斐川町、可児市、白川町、御嵩町、多治見市、恵那市、土岐市、下呂市

【求められる対応策】

ア 避難行動要支援者名簿登録の対象者の要電源医療的ケア児者への拡大

- 医療的ケア児者、特に要電源医療的ケア児者は、身体障害者手帳等の有無に限らず、避難行動時の支援が必要なことから、要電源医療的ケア児者をはじめとした医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登録の対象とし、「避難支援等を必要とする理由」にその旨を記載

イ 個別避難計画の策定に係る要電源医療的ケア情報の反映

- 避難計画の策定にあたり、「避難時に配慮しなくてはならない事項」欄や「特記事項」欄などに、医療的ケアの内容、使用している医療機器（電源の要否を含む）とその詳細、支援している関係機関等を可能な限り反映